大学オンブズマン・常葉大学
巻口勇一郎先生を支援する全国連絡会
第３回会合のご案内

常葉大学短期大学部准教授 巻口勇一郎先生は 2015 年 3 月 31 日付で、学校法人常葉学園から懲戒解雇処分を受けました。その理由は、就業規則で定める「学園の秩序を乱し、学園の名誉または信用を害したとき。」に該当するというものです。具体的な行為（事実）としてあげられているのは、巻口先生が法人本部職員、法人理事長、法人副理事長兼短期大学学長を強要罪にあたるとして静岡地方検察庁に告訴（結果は不起訴）したことです。

わたしたちはすでに巻口先生の告訴は市民的な権利を正当に行使したものであること、巻口先生が告訴の際に示した内容は事実にもとづいており、検察も巻口先生からの告訴を「受理」したこと、さらに懲戒処分は巻口先生によって公表された私学助成の不正取得に対する報復措置であると疑われることを指摘してきました。

巻口先生は 3 月に地位保全の仮処分裁判を起こされ、間もなく静岡地方裁判所の決定が出される予定です。巻口先生へのこれからの支援に向けて、この機会に第 3 回会合を開催いたします。多くの方々のご参加をお待ちしております。

・日時：2015 年 7 月 4 日（土）13:30～
・場所：静岡産業経済会館 ３階第３会議室（静岡市葵区追手町 44-1）
※ 静岡駅から徒歩 10 分程度、静岡赤十字病院の西側。
・内容：仮処分決定の内容について（弁護団に要請中）
本訴の取り組みについて（ 〃 ）
支援の取り組みについて（意見交流）
その他

2015 年 4 月から改訂学校教育法が施行され、教授会の権限がはく奪される大学も生じています。また、国の政策もいっそう教育・研究の内容にまで立ち入るようになってきています。このようなもとで巻口先生の裁判は、一つの大学にとどまらない問題を提起されていると考えるものです。

主 催：大学オンブズマン・常葉大学巻口勇一郎先生を支援する全国連絡会
共 催：労働組合法人全国大学人ユニオン
連絡先：０７５（６４５）８６３４（細川）